

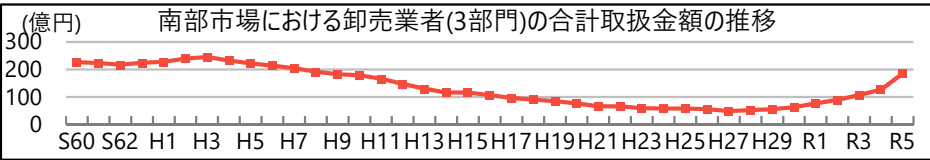
川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営に関する基本的な考え方(案)について

- ・南部市場は老朽化等の課題があること、令和7(2025)年度末で指定管理者の指定期間が終了すること等から、今後の運営方針について検討を進めてきたところです。
- ・附属機関(南部市場運営審議会)へ諮問し、答申いただいた内容も踏まえ、令和7(2025)年度に策定予定の次期『卸売市場経営プラン』で具体的な方向性を示す前段として、南部市場の位置付け、開設者等に関する基本的な考え方を取りまとめました。

南部市場の現状



所在地		幸区南幸町3丁目126番地1
敷地面積 / 延床面積		32,224㎡ / 24,396㎡
場内事業者 (令和6(2024)年4月現在)		・卸売業者 3社 (青果1社、水産物1社、花き1社) ・仲卸業者 13社 (青果3社、水産物9社、花き1社) ・関連事業者 19社
沿革	昭和19(1944)年	川崎市中央市場として開設
	平成23(2011)年	南側用地への市場施設集約
	平成26(2014)年	指定管理者制度を導入



南部市場が抱える問題	
施設の老朽化等	施設の不足や動線の交錯
繰入金等による恒常的な財源充当	消費者等のニーズに応じた機能発揮
卸売業者・仲卸業者の取引構造	災害時の拠点としての機能発揮

南部市場の今後の方向性

- ・今後も南部市場を継続する必要性が高く、本市が開設者として生鮮食料品等の安定供給機能を担うことが重要で、一定の公共関与が必要と考えています。
- ・建替えにより南部市場が抱える問題を解決し、改修・修繕等の費用削減と収入増加を両立させるといった、自主的な運営が可能な構造への転換に向けた検証が必要と考えています。建替えを行う場合には、卸売市場として必要な施設規模や機能等について検討するとともに、財政負担縮減や市場会計改善を考慮し、先行している北部市場の機能更新と並行して行っても問題がないように進める必要があると考えています。
- ・次期『卸売市場経営プラン』において今後の施設のあり方等に関して方向性を示すため、サウンディング調査等を踏まえて、必要な検討を行います。

本市における卸売市場の体制

- ・北部市場は「首都圏における広域的な拠点」、南部市場は「地域密着型の拠点」として、北部・南部の2市場体制を継続する必要性が高いと考えています。
- ・立地特性等を活かし、市民の食生活を支え、市民に親しまれる卸売市場として運営できるよう機能強化・発展の取組について、今後も検討していきます。

開設者の考え方

- ・人口集積地にあり取扱数量が増加していること等、他市場とは異なる特徴を活かした取組を行える可能性があります。
- ・本市が引き続き、開設者として生鮮食料品等の安定供給のニーズに応え、高い公共性を果たすことが重要と考えています。
- ・民間活力導入等による財政負担軽減や効率化に関する検討等について随時行うことが必要と考えています。

公共関与の考え方

- ・本市、指定管理者、場内事業者等で連携し、今後の発展に向けた効果的な取組実施に向け、現時点では一定の公共関与が必要と考えています。
- ・公共関与の程度について、適宜検討するとともに、運営体制については、さらなる民間活力の導入も視野に入れ、指定管理者の募集時期等に合わせて、検討が必要と考えています。

	令和6年度					令和7年度				令和8年度以降
	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
南部市場の今後の方向性関係	基本的な考え方(案)	基本的な考え方の作成に向けた調整等(パブリックコメント等)				基本的な考え方	(次期)経営プランの策定に向けた取組			策定(次期)経営プランに基づく事業推進